

『新版 ふんこ六法トラの巻 行政法』（第1刷）に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記の通りに訂正させていただきます。

記

- 219 頁「ここが大切」別な記述が入ってしまいました。下記と差し替えてください。
- 224 頁 図表が間違っていました。下記と差し替えてください。

株式会社 三修社

◀◀◀ **ここが大切** ▶▶▶

●**形成力**
判決が下されて、それに対する上級裁判所への不服申立（控訴・上告）ができる期間を経過すると判決が確定する。この判決の確定によって、処分の効果はさかのぼって消滅する。これを判決の形成力という。形成力は第三者に対しても効力が及ぶ（32条1項）。

●**既判力**
判決が確定すると、その後に別の裁判所では、この判決の内容とは異なった判断ができなくなる。これを既判力という。

●**拘束力**
確定判決が下ると、処分をした行政庁並びに関係行政庁は判決によって拘束される（33条1項）。これを拘束力という。拘束力により、以後、行政庁は同一の事情の下で同じ処分をすることができなくなる。そして、判決の趣旨に従ってあらためて措置をとるべき義務を負うことになる。

第9課 時間や費用はかけたくありません
★★★行政上の不服申立①

◆◆◆ 考えてみよう ◆◆◆

私は、仕事柄よく行政庁に許認可の申立てをします。先日も、ある新事業をはじめるために、A省で許可申請を申し立てたところ、不許可の処分が下りました。よく吟味しましたが、納得がいきません。しかし、裁判所に訴え出るのも、時間や弁護士費用がかかってしまいます。どうすればよいのでしょうか。

イメージキャッチ

```
graph LR; A[自由選択] --> B[行政上の不服申立 (概括主義)]; A --> C[行政訴訟]; B --> D[異議申立]; B --> E[審査請求]; B --> F[再審査請求];
```

◆ **行政機関への不服申立** ◆

行政機関が国民に対して何らかの処分をした場合でも、相手方の国民としては納得がいかないことがよくあります。たとえその処分が法律に照らして違反していないときでも、不当ではないかとの疑問を抱くこともあります。たしかに、行